

燃える母校愛で  
法政大学と法学部の  
さらなる発展を！  
第35号 2017(平成29)年11月10日

# 法政大学 法学部同窓会報

発行人 法政大学法学部同窓会  
金子 征史 (同窓会会長)  
小野 瀬 敬 二 (広報委員長)  
〒104-0061  
東京都中央区銀座7-15-5  
共同ビル401号室  
TEL 03(3543)1344  
FAX 03(3546)2608  
E-mail: t.saitoh@hosei-hogakubu-dosokai.jp

法政大学と法学部同窓会の更なる発展を目指して

## 創立20周年記念行事開催

法政大学富士見ゲート 2017年6月24日(土)

記念行事は、定期総会、パネルディスカッション(2面)、式典、祝賀会の4部構成で開催し、多くの卒業生、来賓および学生が参加しました。

式典では、五明理事長から「信頼と謙虚と感謝」の式辞があり、同窓会の活動に尽力された方への表彰が行われました。祝賀会は弦楽四重奏曲に包まれた会場で行われました。

### 記念式典

富士見ゲート  
3階「つどひ」

式典は、司会を梶尾信禎同窓会理事が務めました。開会に先立ち物故者に黙祷が捧げられた後、柳田正義式典委員長の開会の辞で開式しました。

式辞  
信頼と謙虚と感謝

### 周年記念式



所用で欠席の金子会長に代わり五明理事長から式辞が述べられました。式辞：「法学部同窓会もやっと今年成人式、20歳になりました。法学部同窓会より前に社会学部、経済学部、理系同窓会などが運営され、人を

功労者表彰

創設20周年を記念して、長年にわたり法学部同窓会の発展のために尽力された次の方々に表彰

### 同窓会と学生や学部との 関係性を更に進めたい

廣瀬克哉教授  
法政大学副学長・常務理事



### 記念式典

法学部同窓会20周年おめでとうございます。先程のパネルディスカッションが予告編という形になるオムニバス講座の法学部同窓会寄付講座

が、この秋学期から始まります。法学部が社会の実態とかみ合ったときに、どんなことがあるのか、想像していた以上に面白く聞かせて頂きました。法学部の授業の中で、毎週いろいろな先輩方にお話を伺える。これをもって学生達に伝えて、一人でも多く先輩達の声を伺う機会を得られるよう



「感謝状」と感謝の「楯」が五明理事長から贈呈されました。

荒井正理事、市川喜通理事、小野昭理事、齋藤勇雄理事、鈴木貞司理事、山田綾子理事。

鈴木貞司理事から「津軽海峡を越えて法政を目指し、法政大学のお蔭で弁護士をさせて頂いておられます。法政をひと言で言いますと、『良き師良き友つどひ結べり』だと思っております。」との謝辞が述べられました。

以上で式典を閉会し、祝賀会に移りました。

### 平成29年度定期総会

齊藤友嘉 事務局長

平成29年度定期総会は、6月24日(土)午後1時から、法政大学市ヶ谷キャンパスの富士見ゲート棟2階・G201教室で開催されました。



委員長の開会宣言により開始し、最初に金子征史会長のご挨拶があり、続いて、荒谷裕子法政大学法学部長から「法学部が力を入れているのは、基礎的な教育に裏付けられた実践の充実です。本年度は、夕張市の協力を得て体験学習型を導入します。更に法学部同窓会の協力を得て、同窓会寄

付講座「法律学特講、企業・団体法務部の実務」を開講することができるとの来賓祝辞とご挨拶を頂きました。その後、五明公男理事長が議長に選出され、次

のとおり、議事・報告が執り行われました。平成28年度活動報告 事務局長(齊藤友嘉)より、20周年記念事業の企画、準備、寄付・広告募集、寄付講座の開講準備等に取り組んだことこの報告がなされました。平成28年度決算報告及び監査報告 大塚孝子財務室長による決算の説明があり、承認されました。続いて、猪山雄治監事から決算書及び財産目録は適正に作成され、かつ記載内容は適正である旨の監査報告がなされました。

平成29年度活動方針 事務局長から、寄付講座の開講に向けて準備を進めること等の説明と「法学部同窓会寄付講座」として「企業・団体法務部の実務」を秋学期から開講する予定ですが、講師陣容の更なる充実、授業内容の充実化に一層の注力が求められています。と、会員に対する協力要請がありました。平成29年度予算 大塚孝子財務室長による説明があり、承認されました。閉会 司会の山本富士哉総務委員長より、閉会の辞が述べられ、午後1時50分頃閉会となりました。

### 祝賀会

生演奏の中での祝賀会

富士見ゲート3階「つどひ」で、法政大学交響楽団演奏の弦楽四重奏曲が流れる中、梶尾信禎理事の司会で祝賀会が開催されました。

下西孝副理事長の「法学部同窓会の寄付講座を表現させるため、多くの方々から協力を頂き感謝しております。秋学期から開講することになり



最後に、15周年から20周年に向けての同窓会と学部生や学部との関係性は、一歩進みましたが、次の2歩目が更に進んでいくことを期待し、その様に我々としても進めたいというところをお伝えして祝辞に代えさせて頂きたいと思っております。本日はおめでとうございませ



法政大学応援団のパフォーマンス、全員での歌唱の後、田中義教副理事長の閉会の辞で開会となりました。



# 創立20周年記念行事 第2部 パネルディスカッション 企業・団体法務部の今日的役割

2017年6月24日(土) 市ヶ谷キャンパス  
富士見ゲート3階G301教室

法学部同窓会は、本年度の秋学期から学生を対象として寄付講座を開講致します。この寄付講座は、学生達に企業・団体法務部の実務を学んで頂くという講座です。その関係で、今回、パネルディスカッションを、企業・団体法務部の今日的役割というテーマで開催し、パネリストに、体験された案件で印象に残った案件を中心に具体的に紹介して頂きました。司会 齊藤 友嘉 法学部同窓会事務局 副理事長

## 1 職場での仕事



売上高は約1300億円です。主な事業としては、化学品・農薬の製造、販売をしております。法務チームは3名おり、その業務はいわゆる契約審査を中心に、債権管理、訴訟対応、独占禁止法(競争法)や下請法の対応、コンプライアンス教育等を行っております。

つまり、その契約の相手方がどういった企業や団体なのか、当事者間でどういった取引をしようとしているのか、依頼部門の方々がこちらに伝え切れていないことや聞き取りできていないことはいまか、本当だったらこういう取引をしたいのだけれども、こういう取引に変えてみてはどうか、取引そのものに法的リスクがないか、といった観点から

多岐に亘る業務

500件弱位を対応しております。契約審査をするにあたって注意しなければならない点としては、その契約書の裏に隠れているものは何かということに注目します。



守田 双日株式会社は、総合商社で、昔はトレード(貿易)を中心として、ファイナンス業務等を行なっていました。現在は、M&Aなど海外・国内の投資案件にビジネスの主軸を移しています。双日の法務部は、コンプライアンスも入れて約50名です。うち日本や外国の法曹資格者が30名程おります。総合商社の

守田 達也  
双日株式会社法務部長。1990年に当時の日商岩井株式会社に入社。企業法務部の集まりである経営法友会、青木修氏と「企業法務入門」の出版、ロースクール等で出張講義をしている。



守田 達也  
双日株式会社法務部長。1990年に当時の日商岩井株式会社に入社。企業法務部の集まりである経営法友会、青木修氏と「企業法務入門」の出版、ロースクール等で出張講義をしている。

## パネルリスト紹介

(着席順・左から)

青木 修

日本曹達株式会社法務チーム主幹。1992年3月法政大学法学部卒業、東芝機械株式会社に入社、日本電気ソフトウェア株式会社(現・NECソリューションイノベータ株式会社)を経て2013年4月に現在の会社へ転職。

守田 達也

双日株式会社法務部長。1990年に当時の日商岩井株式会社に入社。企業法務部の集まりである経営法友会、青木修氏と「企業法務入門」の出版、ロースクール等で出張講義をしている。

阿部 豊

横浜市瀬谷区役所課長補佐。1982年法政大学法学部を卒業。横浜市に転職。

小田 啓

株式会社サイバーコムユニケーションス。2006年に入社、約10年法務に携わる。インターネット広告の購入・販売、提案、企画等が事業領域。インターネット黎明期の頃からインターネット広告と歩みとともに法学部を卒業。横浜市

加藤 宏隆

日本銀行横浜支店総務課企画役補佐。2001年3月に法政大学法学部を卒業、日本銀行に入社。主に金融・産業調査に従事しており、法務部の経験はない。2016年3月より、横浜支店産業調査のチーフ。

守田 達也  
双日株式会社法務部長。1990年に当時の日商岩井株式会社に入社。企業法務部の集まりである経営法友会、青木修氏と「企業法務入門」の出版、ロースクール等で出張講義をしている。

法務部は、大型化が進んできていると思います。法務部の業務は、契約書の検訂修正から、債権回収、訴訟、クレーム対応、後は取締役会事務局業務等です。我々の場合は、株主総会がIR部がやっており、法務部はそのアシストをしています。後は社内法務研修もやっています。



阿部 豊

コンプライアンス統轄課は、昨今の企業の不祥事対応など、非常に機能が拡充しているところであります。コンプライアンス体制の整備、腐敗行為、賄賂を防止するためのプログラムの導入、社内のコンプライアンス研修、コンプライアンス問題が発生した場合の対応等を行っております。

法曹資格者の処遇

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

小田 啓

株式会社サイバーコムユニケーションス。2006年に入社、約10年法務に携わる。インターネット広告の購入・販売、提案、企画等が事業領域。インターネット黎明期の頃からインターネット広告と歩みとともに法学部を卒業。横浜市



小田 啓

株式会社サイバーコムユニケーションス。2006年に入社、約10年法務に携わる。インターネット広告の購入・販売、提案、企画等が事業領域。インターネット黎明期の頃からインターネット広告と歩みとともに法学部を卒業。横浜市

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

向という形で来て頂いている方が居ります。関連部門との協議による訴訟対応

阿部 豊  
横浜市役所のホームページで総務局を開きますと、その中に法制課、コンプライアンス推進課の名前が見えてきます。この部門が民間企業という法務部に相当する部門です。

阿部 豊  
横浜市役所のホームページで総務局を開きますと、その中に法制課、コンプライアンス推進課の名前が見えてきます。この部門が民間企業という法務部に相当する部門です。

法務部陣容は漸増

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

小田 啓

株式会社サイバーコムユニケーションス。2006年に入社、約10年法務に携わる。インターネット広告の購入・販売、提案、企画等が事業領域。インターネット黎明期の頃からインターネット広告と歩みとともに法学部を卒業。横浜市

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

約書管理や株主総会というような総務的な仕事も法務が担っております。今では1000人規模で、契約審査や法務相談を中心とした業務を5名体制で行っています。会社のステータスの変化、規模の拡大に伴い、業務の質や量の増大はありつつも、法務の陣容はそれほど劇的に増えてはいません。専門的な知見が必要なもの、比較的そうではないもの、業務の選別を行う過程で今の体制と比べていっています。

阿部 豊  
横浜市役所のホームページで総務局を開きますと、その中に法制課、コンプライアンス推進課の名前が見えてきます。この部門が民間企業という法務部に相当する部門です。

阿部 豊  
横浜市役所のホームページで総務局を開きますと、その中に法制課、コンプライアンス推進課の名前が見えてきます。この部門が民間企業という法務部に相当する部門です。

法務部陣容は漸増

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

小田 啓

株式会社サイバーコムユニケーションス。2006年に入社、約10年法務に携わる。インターネット広告の購入・販売、提案、企画等が事業領域。インターネット黎明期の頃からインターネット広告と歩みとともに法学部を卒業。横浜市

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

常に法律を意識

加藤 宏隆  
日本銀行の組織の目的は、物価の安定と金融システムの安定を図ることにあるということですが、日本銀行法の第1条に定められています。物価の安定を図っていくためには、経済の安定的な成長が必要であり、経済の安定的な成長をはかっていくためには、今、経済がどういった状況にあるのかということを確認し、把握する必要があります。経済の分析を行っています。

加藤 宏隆  
日本銀行の組織の目的は、物価の安定と金融システムの安定を図ることにあるということですが、日本銀行法の第1条に定められています。物価の安定を図っていくためには、経済の安定的な成長が必要であり、経済の安定的な成長をはかっていくためには、今、経済がどういった状況にあるのかということを確認し、把握する必要があります。経済の分析を行っています。

法務部陣容は漸増

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

小田 啓

株式会社サイバーコムユニケーションス。2006年に入社、約10年法務に携わる。インターネット広告の購入・販売、提案、企画等が事業領域。インターネット黎明期の頃からインターネット広告と歩みとともに法学部を卒業。横浜市

守田 双日の場合、ロースクールを卒業されて司法修習生を終えてそのまま入って頂く方、中途採用の方で、辯護士事務所などから転職頂く方、辯護士事務所から出て、公園の管理が悪くて民間の施設が被害を受けたと書いてありますと、公園事務所の方へ書類を廻します。公園事務所の役割や人員が変わってきまして。最初はベンチャーとして始まり、私が入社したときは、300名規模の会社でした。当時は2名体制で、所管として

の専門の職種として採用  
されていなくても、いろ  
いろな法律に触れる機会  
かと思っています。

## 2 体験した案件

司会 パネリストの方々  
が、実際に体験された案  
件で非常に印象に残る案  
件があれば、ご紹介頂き  
たいと思います。

### 海外法人を M&Aで買収



青木 今でも忘れられな  
い案件の一つは、前に勤  
務していた会社が設立し  
たベトナム子会社を通じ  
て、ベトナム現地企業を  
M&Aで買収した案件で  
す。

というのも、日本で同  
様の話があれば、株式会  
社の合併に該当しますの  
で、それぞれの会社の株  
主総会の承認決議を経て  
法務局で登記すれば済む  
話ですが、社会主義国  
のベトナムでは、株式会  
社の買収について、当時  
は、ベトナム政府当局の  
承認が必要でという話  
でした。当時、外資系  
によるM&Aに対するベ  
トナムの法規制が厳し  
く、その当時、ベトナム  
現地企業をM&Aをやっ  
た外資系企業はありませ  
んと、当時起用したベト

があり、法律を意識しな  
いことはないのではない  
かと思っています。

### 法務の枠を超えて

青木 その後、株主に対  
価を支払う際に、日本側  
で源泉控除手続を行うこ  
とになり、本来は案件の  
取りまとめを行っていた  
経理企画部門または経理  
部門がやるべきところ、  
ベトナムの弁護士を起用  
し、ベトナム税務当局と  
交渉する必要が生じたの  
で、私がとりまとめまし  
た。これは法務部門の枠  
を超えて担当させて頂い  
たという意味で、今でも  
印象に残っている仕事で  
す。

### 納入品の品質紛争



守田 私は、それぞれ紛  
争及び倒産が絡んだケ  
ースで、海外が絡んだケ  
ースをピックアップさせて  
頂きます。

1番目が、国内のB社  
から機械を海外のA社に  
納入したところ、不具合  
が起きたというところで、  
クレームが提起され、契  
約書の紛争解決条項に従  
い、海外で訴えられてし  
まった。

は、特殊な環境で機械を  
使用しており、正しい処  
理ができてなくて、不具  
合が生じた。その使い方  
が悪い、というのが我々  
の主張でした。

### 大阪での国際仲裁

守田 次は全く別のケ  
ースで、当時携帯電話を  
我々がC社から買って、  
海外にあるD社に入れた  
ところ、向こうが品質不  
良を理由として支払いを  
拒んできた。携帯電話  
は、市況の移り変わりの  
激しい商品ですので、向  
こうは品質不良といって  
いるが、実は売れなかつ  
たから払わないと言って  
いるだけだというのが  
我々の主張でした。

裁判所を使わない紛争  
の解決手段として国際仲  
裁があり、日本にも仲裁  
協会があるので、残  
念ながらシンガポール、  
香港等と比べて、ポピュ  
ラーではない中で、当時  
東京ではない場所での国  
際仲裁は極めて希なケ  
ースでした。

我々としては、債権処  
理を行う目的で仲裁を始  
めた面もあり、向こうか  
らカウンタークレームが  
来た時は正直驚きまし  
た。

### 重要になっている ソフトスキル

守田 前記何れの場合も  
日本のメーカーと内部的  
なコンフリクトがありま  
す。納めたものに問題は  
ないという主張を相手側  
にしながら、万が一、相  
手側と闘って、負けたと  
きは、我々は、次に負  
けた金額をメーカーの  
方々に請求しなければい  
けない。メーカーもそこ  
は分かっている、そこで  
非を認めてしまうと、今  
度は自分たちが払わない  
といけなくなる。

我々商社が矢面に立っ  
ていますが、メーカーの  
方々と内部のコンフリク  
トを上手くやりながら、  
外の訴訟を進めていく。  
外との戦いに勝てれば一  
番良いのですが、負けた  
ときには、メーカーには  
何らかのお支払いをして  
もらわないといけません。  
そのバランスを取りなが  
ら進めていく中で、メー

カーの方々とコミュニ  
ケーション、最近ソフト  
スキルとか言われていま  
すが、法律の知識ではな  
い繊細なコミュニケーション  
力が要求されます。

### 営造物管理瑕疵



阿部 皆さまにもお役に  
立てる情報ということ  
で、道路や公園の事故に  
関する事例と、個人情報  
絡みのお話をさせて頂  
きたいと思います。

私が取り扱っている損  
害賠償事件というのは、  
基本的に自分の所管する  
施設の国家賠償法に基づ  
く営造物管理瑕疵という  
ことになります。法律の  
条文でいいますと国賠法  
の第2条に「道路河川そ  
の他の公の営造物の設置  
または管理に瑕疵があっ  
たために他人に損害を生  
じたときは、国又は地方  
公共団体はこれを賠償す  
る責に任ずる」と、この  
規定に基づくと、この  
通常有すべき安全性を欠  
かすから、通常だったら不

可抗力でお断りすると  
ころだったのですけれ  
ど、片付けに行ったら、  
キクイ虫が食っていて弱  
っていたのです。葉っぱ  
が枯れている、枝が枯れ  
ているというのが分かる  
のです。その半月ぐらい  
前に行われた点検で、見  
逃していた。本来そこ  
点検で見つけていれば回  
避できたはず。予見可能  
性、回避可能性があり、  
通常有すべき安全性を害  
するような状態を放置し  
たという形になりますか  
ら、管理瑕疵という形  
で、任職には丁重にお詫  
びして檀家の方には住職  
からの電話書きであると  
かお名前を教えて頂い  
て、お詫びの電話をし  
て、お寺の石屋さんの方  
に全部直してもらって、  
その費用を負担しまし  
た。

### 個人情報

阿部 最後に個人情報。  
土木事務所ですと、いろ  
いろな方から陳情を受け  
るわけです。陳情に沿っ  
て工事しようと思うと、  
別の方が出てきて、俺は  
そんなもの反対だという  
人がいる。ここで気をつ  
けないといけないのは、  
「いや、実は誰々さんか  
ら陳情を受けて」、これ  
アウトです。誰がどんな  
内容を土木事務所にした  
か、ということは完全に  
個人情報ですから、どん  
なことがあっても絶対に  
言っては駄目です。「陳

情があったから来まし  
た」までは言って良いで  
すが、誰から陳情という  
のは絶対言っちゃいけない  
です。うっかりこれを言っ  
てトラブルになっている  
ケースが沢山あります。  
そうすると、さっきのコ  
ンプライアンスの関係  
で、いわゆる、コンプラ  
イアンス委員会の方に報  
告書が出て、記者発表と  
か被害者への謝罪とかし  
なければならなくなる。  
最近、個人情報保護法  
の改正で自治会長段階ま  
でこういった個人情報の  
保護義務とかが出てきま  
して、だいたい、町内会長  
も自治会長も苦勞されて  
いるようになっています。  
自治会長或いはマンシ  
ョンの管理組合も沢山の  
個人情報を持っていて  
ます。おかげで休みの  
間、終始落ち着かない気  
持でしたので、内心、年  
明けにしてくればと思  
いました。年明けにス  
タートダッシュするには  
必要なことでした。上場  
子会社の買収だったた  
めに、客観的な価格を決  
めるのがとても大事にな  
ってきます。第三者委員  
会の設置を初めとした、非  
常に過密なスケジュール  
を小数のプロジェクトメ  
ンバーで行うという印象  
深い仕事でした。約一ヶ  
月余りですべてのことを  
行ったのですが、当時の  
幹事証券会社の担当者  
は、「我々が扱った案件  
で最短」と言っていました。  
すべての仕事が終わ

情が良かったから来まし  
た」までは言って良いで  
すが、誰から陳情という  
のは絶対言っちゃいけない  
です。うっかりこれを言っ  
てトラブルになっている  
ケースが沢山あります。  
そうすると、さっきのコ  
ンプライアンスの関係  
で、いわゆる、コンプラ  
イアンス委員会の方に報  
告書が出て、記者発表と  
か被害者への謝罪とかし  
なければならなくなる。  
最近、個人情報保護法  
の改正で自治会長段階ま  
でこういった個人情報の  
保護義務とかが出てきま  
して、だいたい、町内会長  
も自治会長も苦勞されて  
いるようになっています。  
自治会長或いはマンシ  
ョンの管理組合も沢山の  
個人情報を持っていて  
ます。おかげで休みの  
間、終始落ち着かない気  
持でしたので、内心、年  
明けにしてくればと思  
いました。年明けにス  
タートダッシュするには  
必要なことでした。上場  
子会社の買収だったた  
めに、客観的な価格を決  
めるのがとても大事にな  
ってきます。第三者委員  
会の設置を初めとした、非  
常に過密なスケジュール  
を小数のプロジェクトメ  
ンバーで行うという印象  
深い仕事でした。約一ヶ  
月余りですべてのことを  
行ったのですが、当時の  
幹事証券会社の担当者  
は、「我々が扱った案件  
で最短」と言っていました。  
すべての仕事が終わ

### TOB対応



小田 当時は上場してい  
ましたが、電通からTO  
Bがかかりまして、その  
後完全子会社となりまし  
た。正月休みに入る直前  
でしたが、突然、部長に  
呼ばれまして、プロジェ  
クトについて説明を受け  
ました。おかげで休みの  
間、終始落ち着かない気  
持でしたので、内心、年  
明けにしてくればと思  
いました。年明けにス  
タートダッシュするには  
必要なことでした。上場  
子会社の買収だったた  
めに、客観的な価格を決  
めるのがとても大事にな  
ってきます。第三者委員  
会の設置を初めとした、非  
常に過密なスケジュール  
を小数のプロジェクトメ  
ンバーで行うという印象  
深い仕事でした。約一ヶ  
月余りですべてのことを  
行ったのですが、当時の  
幹事証券会社の担当者  
は、「我々が扱った案件  
で最短」と言っていました。  
すべての仕事が終わ

た。すべての仕事が終わ  
らなければならぬ。或いは電子  
データであれば暗号化し  
ておくといった配慮は、  
自治会長なり管理組合に  
も求められていく時代に  
なると感じています。

って打ち上げをしている最中に、少し熱っぽいかもという話しを周りにしていたら、翌日、39度の高熱が生まれ、余りにタイピングが良い(案件中は元気があった)ので、「大丈夫か」とか「仮病じゃないか」とか、周囲をいろいろお騒がせしました。全てが初めての経験で、また誰もが経験できないことでもないので、勉強しながら何とかこなしたことは、非常に印象に残っています。

クロスボーダーの業務提携



小田 もう一つ印象に残っているのは、海外の会社との資本業務提携です。

我々が資本を入れながら、相手方のアドテクノロジーを日本に導入するという取引でしたが、交渉は、向こうのチームが先方から自由に使ってもらいながら交渉を行いました。先方の交渉チームは昼間交渉すると、夜に本國にフィードバックを戻すのですが、こちらの夜は向こうの昼ですので、そこで検討して翌朝に戻ってきます。こちらが寝ている間も向こうではフ

ル活動ということで、そのようなものが試されるようなところがあるのです。法務として、これは必要だと判断して行ったことが、結果として最後に会社のために良かったというときは、非常にやりがいを感じる瞬間です。



信用判定 大量に発生した

加藤 印象に残った仕事といえば、2008年に発生した所謂リーマンショックのときに携わっていた職務と、直接的に関わったわけではないですが、2011年の東日本大震災が発生したときの日本銀行の対応というのが、とても通常業務をこなすので、簡単に申し上げたいと思います。

先ずリーマンショックの話の前に、簡単に日本の銀行の役割のひとつを説明しますと、金融機関への与信機能というのを有しています。要するに、日本銀行法に基づいて、金融機関にお金を貸し付けることができるのです。その際、原則、金融機関から担保を徴求したりするのですが、その担保は、日本国債であ

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

なく、民間企業の社債なども担保として差し入れることが可能です。この場合、その社債を発行している企業の信用力を判断する必要がありますので、私はこの職務に従事していました。

話をリーマンショックに戻しますと、これを簡単に申し上げますと、世界的にお金が流れ難くなってしまったという事象が発生しました。ドルだけではなく、円についても、資金の出し手が金融市場から少なくなってしまうという状況になりました。このとき、金融機関はなるべく多くの資金調達手段を確保するために、日本銀行へ大量の信用判定の依頼を行いました。当時の担当部署は10名程度で、うち信用判定に従事していた担当者は7名程度でした。当時は、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

さて、東日本大震災などのような大きな災害が発生した際、具体的な要件は省きますが、金融上の措置、というのを発することがあります。これは、通帳や印鑑などを持っていないかたとして、本人であることが確認できれば、金融機関はお金の引き出しなど柔軟

に東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

に紙の帳簿等で預金残高を把握したうえで、預金の支払いに充当する必要があります。

金融機関の業務は、法律でガンジガラメになっているのですが、いざという時は、やはり柔軟に対応することも必要になってくるということを強く感じました。

最後は、経営法友会という企業法務組織の会員で、5年に1回会社法務部の実態調査をまとめていますが、これによりまして、アンケートに答え

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

は、紙の帳簿等で預金残高を把握したうえで、預金の支払いに充当する必要があります。

金融機関の業務は、法律でガンジガラメになっているのですが、いざという時は、やはり柔軟に対応することも必要になってくるということを強く感じました。

最後は、経営法友会という企業法務組織の会員で、5年に1回会社法務部の実態調査をまとめていますが、これによりまして、アンケートに答え

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

は、紙の帳簿等で預金残高を把握したうえで、預金の支払いに充当する必要があります。

金融機関の業務は、法律でガンジガラメになっているのですが、いざという時は、やはり柔軟に対応することも必要になってくるということを強く感じました。

最後は、経営法友会という企業法務組織の会員で、5年に1回会社法務部の実態調査をまとめていますが、これによりまして、アンケートに答え

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

は、紙の帳簿等で預金残高を把握したうえで、預金の支払いに充当する必要があります。

金融機関の業務は、法律でガンジガラメになっているのですが、いざという時は、やはり柔軟に対応することも必要になってくるということを強く感じました。

最後は、経営法友会という企業法務組織の会員で、5年に1回会社法務部の実態調査をまとめていますが、これによりまして、アンケートに答え

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

は、紙の帳簿等で預金残高を把握したうえで、預金の支払いに充当する必要があります。

金融機関の業務は、法律でガンジガラメになっているのですが、いざという時は、やはり柔軟に対応することも必要になってくるということを強く感じました。

最後は、経営法友会という企業法務組織の会員で、5年に1回会社法務部の実態調査をまとめていますが、これによりまして、アンケートに答え

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

は、紙の帳簿等で預金残高を把握したうえで、預金の支払いに充当する必要があります。

金融機関の業務は、法律でガンジガラメになっているのですが、いざという時は、やはり柔軟に対応することも必要になってくるということを強く感じました。

最後は、経営法友会という企業法務組織の会員で、5年に1回会社法務部の実態調査をまとめていますが、これによりまして、アンケートに答え

た東日本大震災です。これにより、被災地である東北地方は当然のこと、日本経済全体も大きな影響があったことは記憶に新しいと思います。その際、先ほど申し上げましたが、金融機関の業務は色々な法律で定められておりまして、例えば、みなさんがATMでお金をおろすという行為も、皆さんと預金をしている金融機関との契約に基づいた行為でありまして、この契約に基づく権利行使として、お金を引き出すということになるので、このお金は、当然、金融機関の窓口でも引き出すことが可能ですが、その場合、本人確認に加えて、通帳や印鑑がないとお金を受け取ることはできないと思います。万が一、本人確認が不十分であったことが要因となっていて誤って他人の口座からお金を引き出した場合、それは金融機関の責任になってしまふ可能性もあるため、金融機関としては、本人確認などを厳格に行うのです。

企業法務部の今日的役割-そこでの仕事のやり甲斐

- 企業の社会的責任の増加-ガバナンス重要性の増加
- 取引のグローバル化-新規ビジネス展開
- 企業法務の役割-機能の多様化(コンプライアンス、環境問題、BCP、危機対応)
- 契約書の重要性増加、新たなリスクアワー

に於ける法務、法律的知識を持った者がやるべき役割が非常に増えてきており、我々のやり甲斐にもつながっているのではないかと、今日改めて感じました。

公平公正な 解決が重要 企業の ビジネスパートナー

阿部 自治体の方には、日々様々な苦情や陳情が寄せられているけれども、それらトラブルをルールに則して、公平公正な解決に導いていくというのが、自治体に於ける企業法務の役目なのではないかと考えております。役人だって所詮人間ですから、失敗することもあると思います。そのときも間違えてしまうことだってあります。そのときはもう、潔く頭下げてお詫びして、所定のコンプライアンスの手続をとって是正を図っていくという事が非常に大切かと思っております。

小田 ひと昔前は、法務部といった組織がなかったという時代があったように聞いておりますけれども、今では非常に重要な組織として位置付けられて、会社の中で重要な組織として位置付けられていることが多いと思います。法務の役割の整理として予防的の法務だとか、ことが起こったときの臨時的な法務だとか、スキームを作る戦略的の法務だとかいうように整理されることもありますけれども、再度整理するとしても、やはり企業のレピュテーションを守る守護者としての役割と企業の持続的な成長をサポートするビジネスパートナーとしての役割というのが今の企業法務の位置付けだっただけの役割になってくると思っています。

法学部が各業界、各会社、官公庁に人材を輩出するのと同じように、企

業に必要となる法的要素というものは、企業の法務部だけではなく、様々な部署に関連します。例えば、会社の規程はその会社のルール、法律のよ...

4 学生に向けてのメッセージ

会社 ひとまず学生さんに向けて何かご発言頂ければと思います。

企業の法務的手法の吸収を



青木 先程も申し上げましたけども、寄付講座を通じて、企業の法務部とはどういう仕事をしてい...



気を引き締めて勉強を

更にはそういうことを通じて、法科大学院を目指して頂く学生が増えれば良いと思っています。

法律的バックボーンを持つ

守田 法学部で学ぶこと



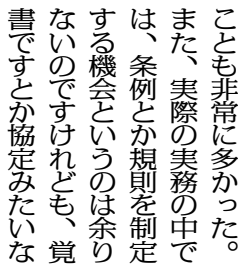
阿部 私の同期にも、卒業後故郷へ帰って地元...

業後故郷へ帰って地元... 都道府県、市町村に奉職されている仲間が大勢居るのですが、私の経験から言いますと、法学部で...

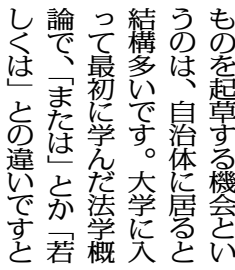


業後故郷へ帰って地元... 都道府県、市町村に奉職されている仲間が大勢居るのですが、私の経験から言いますと、法学部で...

また、実際の業務の中では、条約とか規則を制定する機会というのは余りないのだけれども、覚書ですとか協定みたいなものを起草する機会というの...



論で、「または」とか「若しくは」との違いですとか、そういう言葉遣いが正確に分かっている...



常には「常」に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは...

常には「常」に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは...

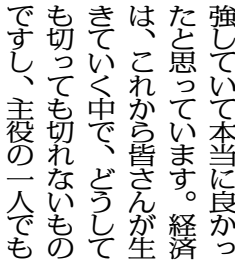
常には「常」に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは...

常には「常」に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは、常に上機嫌でいるのは...

人の強みであり、いろいろな良いことを呼び込むと思えます。意識して、自分が常に上機嫌で居られるような環境を意識して生活するのはお勧めです。



加藤 私は、今、金融・経済分析を主にやっていますが、大学で法律を勉強して本場に良から強いていて皆さんが生きていく中で、どうして...



私に気がついているのは、「常に上機嫌」であることです。知的な作業というのは、不機嫌なときに入れないものが入って...

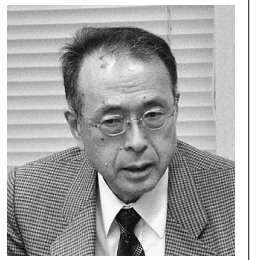
私に気がついているのは、「常に上機嫌」であることです。知的な作業というのは、不機嫌なときに入れないものが入って...

私に気がついているのは、「常に上機嫌」であることです。知的な作業というのは、不機嫌なときに入れないものが入って...

私に気がついているのは、「常に上機嫌」であることです。知的な作業というのは、不機嫌なときに入れないものが入って...

寄付講座の開講

法律学特講 「企業・団体法務の実務」 事務局長 齊藤友嘉



法学部同窓会が資金を寄付し、授業担当者を提供する形による法政大学法律学特講「企業・団体法務の実務」(以下「寄付講座」と略称)が、いよいよ平成29年度秋学期から開講するに至りました。

使用教室は、法政大学市ヶ谷キャンパス 58年館6階860教室、授業日程は、平成29年9月22日(金)を第1回とし、



この寄付講座では、受講生が、我が国における法務部の取り扱う問題とそれに関係する法律の解釈適用の実情を理解し、卒業後の進路の一つとしての法務部に関する具体的なイメージを獲得すること、企業・団体の法務部が法律の専門的素養を生かすことができる職場であり、かつ、社会的にも

有用であり甲斐のある職場であることを理解して貰うことを目指しています。また、そのような職場を目指すために、在学中にどのような法分野を学習しておくべきかについて、主体的に捉えることができるようになることをも目標にしています。

寄付講座の開講は、法学部同窓会が、親睦団体であることに止まらず、法政大学及び法学部の発展に寄与する具体的施策として取り組むものであり、同窓会活動としては画期的なものといえます。

法学部同窓会として、この寄付講座の継続は、当面5年間は継続しうるよう資金面で準備を整えています。

Table with 2 columns: 回/No. and テーマ. It lists 15 sessions of the special lecture with topics like 'Actual Cases of Enterprise Litigation', 'Compliance', etc.

法学部執行部との懇談会を開催

法学部教授会執行部との懇談会を6月5日(月)開催しました。懇談会には、法学部から荒谷裕子法学部長、西田幸介教授会主任、杉崎和久教授会副主任、戸部幸夫法学部事務課長、菅野渉法学部担当が出席、同窓会から金子征史会長、五明公男理事長ほか計10名が出席しました。



柳田正義組織委員長の司会で進行しました。金子会長の挨拶に続き、荒谷法学部長からインターンシップ受け入れ協力に感謝の挨拶、西田幸介教授会主任から寄付講座の開講と大学院生卒

業祝賀会への支援に感謝の挨拶、杉崎和久教授会副主任から、理系出身で五十嵐先生の後任として法学部に来ましたとの挨拶がありました。戸部事務課長から、3年前に法学部担当として着任したときより同窓生と学生との距離が縮まったように感じますとの感想が、菅野渉法学部担当から「同窓会との窓口を担当することになりました」との挨拶がありました。

# 法学部 教員紹介⑦

平成29年度 新任教員

灯を繋げるために

明田川融 教授



二〇一七年四月より政治学教員となりまし  
た。おもに日本政治史の  
科目を担当しています。  
私が法政大学の学部・  
大学院に学んだころ、

「日本政治史」は成沢光先生、河野康子先生が担当されてきました。成沢先生は、「ヨサム」マツリゴト」といった言葉の用法と変化を糸口に政治意識の構造を解明する著作『政治のことは』を上梓されたばかりでした。また河野先生は、米国の対中戦略という側面から論じられたら良かった沖縄問題を、より広く「日米関係の政治的外交的課題」という視角から考察した『沖縄返還をめぐる政治と外交』を著わされてきました。その先輩方の看板を引き継ぐことに重い責任を感じます。

「グローバルな時代」を生き抜く学生の育成を  
国際政治学科  
本多美樹教授



二〇一七年四月に着任いたしました。私の専門は、国際関係論、安全保障、国連研究です。授業は、「国際政治経済学」「グローバル・ガバナンス」「総合外交講座」など学際的な領域を担当しています。

21年ぶりに  
母校に！  
法律学科  
潘阿憲 教授



本年4月に着任した潘阿憲先生は、専門は商法で、主として会社法や保険法を研究しております。私は、1996年3月に法政の大学院博士課程を修了しましたから、21年ぶりに母校に帰ってきたことになりました。十年一昔と長く言われますが、この間の母校の変化ぶりは実に目覚ましいものでした。校舎の敷地を囲む高い塀が撤去されて、ポアンードタワーを中心とした新校舎が次々と建てられ、キャンパスのイメージはまさに一新されました。新しい学部も多く新設され、キャンパス内を歩いている学生たちの目は、一様に輝いているように見えます。

伝統ある  
法政大学法学部の  
一員として  
法律学科  
杉本和士教授



本年10月より法律学科に着任致しました杉本和士と申します。専門は民事手続法で、特に倒産法分野の研究業績が中心を占めておりますが、民事訴訟法、民事執行法や民事保全法の分野に関する研究にも取り組んでおります。

教員生活も10年を過ぎたところでありますが、これからまた新たに、この伝統ある法政大学法学部の一員として、法学研究及び法学教育の伝統を受け継いでいけるよう邁進したいと思っております。



秋空のもと  
はじけかけよう

## 同窓会との連携強化による 在校生の修学・キャリア育成支援

法学部長 荒谷 裕子教授



同窓会寄附講座「企業  
・ 団体の法務の実務」  
は、法学部OB・OGを中  
心に、企業等の第一線で  
活躍されている法務のエ  
キスパートの皆様を講師  
にお迎えして、オムニバ  
ス形式で講義をしていた

同窓会寄附講座の  
開講

「日本政治史」は成沢光先生、河野康子先生が担当されてきました。成沢先生は、「ヨサム」マツリゴト」といった言葉の用法と変化を糸口に政治意識の構造を解明する著作『政治のことは』を上梓されたばかりでした。また河野先生は、米国の対中戦略という側面から論じられたら良かった沖縄問題を、より広く「日米関係の政治的外交的課題」という視角から考察した『沖縄返還をめぐる政治と外交』を著わされてきました。その先輩方の看板を引き継ぐことに重い責任を感じます。

「グローバルな時代」を生き抜く学生の育成を  
国際政治学科  
本多美樹教授

21年ぶりに  
母校に！  
法律学科  
潘阿憲 教授

伝統ある  
法政大学法学部の  
一員として  
法律学科  
杉本和士教授

本年10月より法律学科に着任致しました杉本和士と申します。専門は民事手続法で、特に倒産法分野の研究業績が中心を占めておりますが、民事訴訟法、民事執行法や民事保全法の分野に関する研究にも取り組んでおります。

教員生活も10年を過ぎたところでありますが、これからまた新たに、この伝統ある法政大学法学部の一員として、法学研究及び法学教育の伝統を受け継いでいけるよう邁進したいと思っております。

秋空のもと  
はじけかけよう

昨年引き続き法学部長を務めております荒谷です。法学部は、近年、同窓会と連携して法学部生の修学・キャリア育成支援に力を注いでまいりました。その具体的な成果として、昨年度から法学部

同窓会寄附講座「企業・団体の法務の実務」は、法学部OB・OGを中心に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしていた

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

同窓会と連携したキャリア形成支援は、企業・団体の法務の実務を中核に、企業等の第一線で活躍されている法務のエキスパートの皆様を講師にお迎えして、オムニバス形式で講義をしてい

法学部インターンシップの連絡先  
(法学部担当)  
E-mail : jhou@hosei.ac.jp  
電話 : 03-3264-9322

順	法科大学院計	合格者数	合格率%
1	予備試験	290	72.50
2	慶應	144	45.43
3	東大	134	49.45
4	中京大	119	26.15
5	京大	111	50.00
6	早稲田	102	29.39
7	大東	66	40.74
8	一橋	60	49.59
9	神大	55	38.73
10	首都大	31	26.96
11	明治	30	11.67
12	北海	29	24.58
13	立命館	28	23.73
14	同済	21	12.07
15	関西大	20	17.86
16	関西学院	18	18.37
17	東洋大	18	26.09
18	上野	17	19.32
19	大阪大	16	11.59
20	大創	13	17.11
21	関西学院	13	19.40
22	関西大	12	11.54
23	法政大	11	12.94
24	筑波大	11	13.41
25	横浜国立	10	14.93
26	岡山	9	18.00
27	立教大	9	8.57
28	日大	8	8.16
29	法政大	8	7.48
法科大学院計	1253	22.51	
総計	1543	25.86	

平成29年度  
司法試験  
合格状況

法務省発表によると、法科大学院74校の合格者は1253人、合格率は22.51%でした。予備試験からの合格者は290人、合計合格者は1543人です。

# 法学部卒業生

## 祝賀会開催される



3月24日(金)午後5時半より新築なった富士見ゲート棟3階の「つどひ」で法学部と法学部同窓会共催による「法学部卒業生祝賀会」が開催されました。昨年末まで違い広々とした、明るい会場一杯に約250名の卒業生が「つどひ」ました。今年も卒業生などが中心となって企画し、正面にはシャンパンタワーが飾られ、2メートルを超えそうな大学の環境キャラクター「えごびよん」人形も登場して、それぞれ卒業生が晴れやかな袴姿などで記念写真に納まっています。

会は金子征史同窓会長の挨拶、等々進行し、参加した法学部の教員も卒業生と談笑しながら楽しいひと時を過ごしました。最後は定番の応援団



並行して大学院の「法学研究科・政治学研究科合同修了祝賀会」も外濠を挟んだ大学院棟で開催されました。今年から法学部同窓会もお祝いに駆け付け、人数は少ないながらも充実した、楽しい会となったと感謝の言葉を頂戴しました。(田中義教 副理事長)

# 優勝は森田ゼミ

## 平成29年度法律学科ゼミ対抗野球大会

今年度は優勝チームには2万円、準優勝は1万円、第3位、第4位は各5千円の賞金を贈呈しました。また五明理事長より、この野球大会と法学部同窓会の関わりと6月24日開催予定の法学部同窓会創立20周年記念事業と寄付講座に関するパネルディスカッションへの参加要請がありました。(柳田正義組織委員長)



野ゼミの4チームによる決勝戦が6月16日開かれ、激闘の結果、以下の結果となりました。優勝：森田ゼミ、準優勝：高須ゼミ、第3位：倉部ゼミ、第4位：水野ゼミ

# 会計報告

昨年度決算は、ほぼ予算に近い収入となりました。一方支出は、昨年度より卒業生祝賀会費用による演奏、チャリダーのダンスがあり、参加者全員の校歌斉唱で、卒業生たちの新たな出発を祝いました。

並行して大学院の「法学研究科・政治学研究科合同修了祝賀会」も外濠を挟んだ大学院棟で開催されました。今年から法学部同窓会もお祝いに駆け付け、人数は少ないながらも充実した、楽しい会となったと感謝の言葉を頂戴しました。(田中義教 副理事長)

# 理事会だより

平成29年4月以降、理事会では、定期総会の準備、創立20周年記念事業への取り組み、寄付講座開講の準備等について協議して来ましたが、定期総会と創立20周年記念事業は去る6月24日(土)市ヶ谷キャンパス 富士見ゲート棟2階のG201教室と同棟3階のカフエテリア「つどひ」において無事終了することができました。ご協力ありがとうございました。

創立20周年記念事業への取り組みにおける寄付金と記念誌広告の募集については、合計400万円強に達することとなり、目標をかなり上回る結果となりました。ご協力頂いた会員各位、法政大学関係各位に深甚の感謝の意を表する次第です。

平成28年度決算書 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)				平成29年度予算 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)			
一般会計				特別会計			
1 収入の部				1 収入の部			
科目	(A) 28年度予算	(B) 28年度実績	(C) 増減(A-B)	科目	(A) 29年度予算	(B) 29年度実績	(C) 増減(A-B)
1 年会費	1,400,000	1,276,000	-124,000	1 年会費	1,280,000	1,276,000	-40,000
2 週(朔)年度年会費	12,000	32,000	20,000	2 週(朔)年度年会費	12,000	32,000	20,000
3 終身会費	160,000	320,000	160,000	3 終身会費	160,000	320,000	160,000
4 懇親会費	630,000	609,000	-21,000	4 懇親会費	609,000	630,000	21,000
小計	2,202,000	2,237,000	35,000	小計	1,452,000	2,237,000	785,000
2 寄付金	300,000	290,000	-10,000	1 広告	150,000	290,000	140,000
3 受取利息	453	29	-424	2 寄付金	50,000	11,000	-39,000
4 雑収入	200,000	214,000	14,000	3 受取利息	9	29	20
小計	600,453	515,029	-85,424	4 雑収入	52,332	214,000	161,668
当期収入合計	2,802,453	2,752,029	-50,424	5 20周年会費	946,000	946,000	0
繰越金 1 前期繰越金	2,023,447	2,023,447	0	小計	1,198,341	515,029	-683,312
収入合計	4,825,900	4,775,476	-50,424	当期収入合計	2,650,341	2,752,029	101,688
				繰越金 1 前期繰越金	957,059	2,023,447	1,066,388
				収入合計	3,607,400	4,775,476	1,168,076

法政大学法学部同窓会(総務委員会)

理事 佐藤忠篤

〒655-0041 兵庫県神戸市垂水区神陵台3-2-11-804

TEL & FAX 078-(78)3-122336

090-(2566)0-1107

法政大学法学部同窓会

広報委員長 小野瀬敬二

〒282-0084 神奈川県相模原市緑区小淵1814-17

電話・FAX 042-6866-7045

法政大学法学部同窓会理事

司代隆之

〒308-0021 茨城県筑西市本城町甲610

TEL 0299-622-3678

FAX 0299-625-6558

法政大学法学部同窓会理事

前本正彦

〒165-0006 東京都中野区新井一丁目11-1

電話 03-3387-6949

法政大学法学部同窓会理事

齋藤勇雄

〒170-0019 東京都豊島区北大塚三丁目1-1

TEL 03-3511-4171

FAX 03-3511-4171

法政大学法学部同窓会理事

市川喜通

〒063-0866 札幌市西区八軒五条東四丁目五の三五の八〇八

電話 011-777-0170

法政大学法学部同窓会

柳田正義

東京都港区芝大門二丁目五番一

電話 03-(343)6-2338



二日酔いのない日々

川内恵司

昭和57年3月  
法学部政治学科卒業



思うことありてしばしの酒休み...、還暦前の一昨年5月下旬のある日、ふとなんの前触れもなく突然に「しばらく酒休みしようかな」という気分になった。以来、まったく一滴のアルコールも口にせず3年目を迎えている。禁酒しようとか、断酒するぞとか大いなる決断をしてそれを厳守しているわけではない。酒を飲まないのは酔っ払うこともなく、したがって二日酔いもない日々が続いている。

分になった。以来、まったく一滴のアルコールも口にせず3年目を迎えている。禁酒しようとか、断酒するぞとか大いなる決断をしてそれを厳守しているわけではない。酒を飲まないのは酔っ払うこともなく、したがって二日酔いもない日々が続いている。以前の私は無類の酒好きで飲み始めると止まらず、酒を飲むたびに必ず前後不覚になるほど泥酔しては醜態を晒し続けてきた。今はそのことを、実に惜しいことだったと思う。自分で自分自身の人品を貶めてきたのはまぢがいけない。家族をはじめ周囲の親しい者たちにずいぶん迷惑をかけてきたという苦い反省と後悔がある。

### 新委員長紹介

## 総務委員長に就任して

山本 富士哉



この度、淡々引受けた委員長ではありますが、今まで法学部同窓会に何の関与もしていない私が、いきなりこういってポストに据えられるというのは、考えても尋常ではない。しかし、母校法政大学法学部に対する組織の重みと役割を考えると、そう軽々に対応はできない。せめて、礎石を据えるべしという務めは果たさなければならぬだろうと思っております。また、法学部同窓会としても、会員相互の親睦を図ると共に、わが母校および法学部の益々の発展をサポートしていきたいと思っております。つきましては、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

きたという苦い反省と後悔がある。10年ほど前から約10坪の市民農園を借りて野菜づくりを楽しんできたが、今年からは知人の所有する約80坪の遊休地を無償で借り、荒地の開墾作業から始めて本格的に「川内農園」をオープンした。区画整理地内の住宅街の中にあるのだが、夏場は午前5時ぐらいには畑に出て、20種類ぐらいの野菜を栽培している。収穫したものは、自家用のほか友人知人に配ったり、地元福祉施設に寄付するなどしてとても喜ばれている。



中浦 みちよ

法学部 法律学科  
平成26年9月卒業

学生時代は、司法試験を意識した勉強をせず、大学卒業を目的に勉強致しました。迎えた卒業式での一言に「これからがスタート」という言葉を頂きました。私は家庭の事情で社会人として仕事をしながら大学を卒業した為、その時はスタートというよりはむしろ達成感で一杯でした。しかしその後、仕事で法律や契約に関わるチャンスが訪れ、今までにない嬉しさの反面、学生時代には考えられない程、身の回りにはたくさん法律があり、私自身それ程法律の事を知らなかったことを思い知らされました。

着地点に向けたスタート  
夏場は午前5時ぐらいには畑に出て、20種類ぐらいの野菜を栽培している。収穫したものは、自家用のほか友人知人に配ったり、地元福祉施設に寄付するなどしてとても喜ばれている。7人いる孫たちには、生きることの根源である「食べ物」を自作することの大事さをしつかりと教えてあげたいという強い思いから、夏休みの「爺の寺子屋」の必須科目に畑仕事をいれていく。夜は、日本古代史の研究に取り組み、昨今は大化の改新から壬申の乱に至る時代の文献の読み込みで没頭し、また、同時に日本古典文学の面白さに目覚めてしまい、今は与謝野晶子訳の源氏物語に耽溺している。

去る10月6日(金)18時から、伊勢丹松戸店11階パンケットホールにて開催された。当日は夕方より雨となりましたが、50有余名の参加のもと、盛大に執り行われました。

## 一般社団法人法政大学校友会 千葉県校友会松戸支部 第9回秋期懇親会報告

去る10月6日(金)18時から、伊勢丹松戸店11階パンケットホールにて開催された。



最初に岩橋会長より、法政が早稲田を抜いて志願者で全国1となったこと、第一志望の受験生が増え、特に女子の志願者が多くなったこと、これは六大学の女性総長である田中総長の影響が大いといえ、挨拶がありました。

その次に出席者全員の「一分間スピーチ」があり、出身校や職業など、意外なつながりが披露されました。続いて乾杯の音頭で祝宴が始まり、会員有志の手品アトラクションも交え、懇談の後、中締め・校歌斉唱により盛会のうちに終了しました。

創立20周年  
記念事業  
協賛金協力者  
ご芳名

- 浅和定次 井上茂秋
- 小泉壮文 佐藤 寛
- 佐藤茂美 田中豊式
- 松本幸次郎 渡辺眞生

### 「岸井大太郎さんを偲ぶ会」のお知らせ

本学法学部教授の岸井大太郎さんが、本年8月6日に享年63歳で急逝されました。心より哀悼の意を表します。

すでにご家族、近親者のみで密葬を終えておりますが、このたび、岸井さんの思い出やエピソードを語り合いながら、故人が歩まれた足跡を振り返りたく、下記の通り「偲ぶ会」を開催することとなりました。ご多用中とは存じますが、ご来臨賜りますようお願い申し上げます。

- 発起人
- |              |       |
|--------------|-------|
| 法政大学副学長      | 廣瀬 克哉 |
| 法政大学法学部長     | 荒谷 裕子 |
| 法政大学法学部教授    | 武生 昌士 |
| 岸井ゼミO B会     | 長屋 善智 |
| 日本経済法学会元理事長  | 根岸 哲  |
| 公正取引委員会委員    | 山本 和史 |
| 若葉会第20期同期会代表 | 山口 誠一 |

日時：2017年12月9日(土) 17時～19時  
(受付開始16時30分)  
会場：アルカディア市ヶ谷(私学会館)  
3階 富士の間  
会費：1万円(立食形式、会費制)  
準備の都合上、ご出席の方は11月20日(月)までに、お名前・ご所属・ご住所・お電話・同伴者のお名前を、電子メールにてご一報賜りますようお願い申し上げます。  
連絡先：法政大学学務部学務課法政学担当  
E-mail jhou@hosei.ac.jp TEL 03-3264-9323

### 新入会員名簿 平成28年5月～平成29年9月

会員No.	ふりがな	氏名	学科	卒年	会員No.	ふりがな	氏名	学科	卒年
6434	さとうやすお	佐藤安男	法律	昭和52	6451	あらいひろかず	荒井宏一	法律	昭和52
6435	なつめよしみ	夏目貴美	法律	平成18	6452	きむらみつひろ	木村充宏	法律	昭和47
6436	ひらまつひろし	平松敬司	政治	昭和35	6453	いけみさだかずみ	池上貞純	法律	昭和57
6437	おおいわお	大須二雄	法律	昭和60	6454	おおさわたくひろ	大澤隆裕	法律	平成22
6438	すだしゅうおん	須田秀温	法律	昭和42	6455	こたいたけし	小谷武史	法律	平成1
6439	いちはらはるお	市村晴男	法律	昭和54	6456	うえだかずよし	上田和美	政治	昭和60
6440	みやたまさひろ	宮下正博	法律	昭和51	6457	たかざりよう	高木 亮	法律	平成29
6441	なかがわかずひこ	中川和彦	政治	昭和57	6458	なかむらともゆき	上村友之	法律	平成29
6442	ふじたあきよし	藤田明義	法律	昭和58	6459	しおださだお	塩田貞雄	法律	昭和32
6443	しもだともこ	下田朋子	法律	平成12	6460	いとうあきこ	伊藤幸子	法律	平成14
6444	かみあさきひこ	神尾明彦	法律	平成6	6461	うちやまじゅうじ	内山秀二	法律	昭和50
6445	しげのだいき	茂野大樹	法律	平成19	6462	たなかひとみ	田中仁望	政治	平成29
6446	まつきふとし	松木 太	法律	平成1	6463	とよやしとある	土佐林亨	法律	昭和59
6447	いじまゆよかず	石坂喜和	政治	平成23	6464	ありまひろのぶ	有馬弘宜	法律	平成17
6448	かばさわのぼる	樺澤 昇	政治	昭和47	6465	とういままさたけ	藤内政毅	法律	平成12
6449	こくぶたろう	國分吾郎	法律	平成20	6466	かわしまひろこ	川島博子	法律	昭和46
6450	さつたみみな	薩田未和	法律	平成29	6467	おおむらけいこ	大平玲子	法律	平成16

常務理事 石川公也  
〒104-0041 東京都中央区新富一丁目四番六号  
電話 03-3233-5328

遺言コンサルタント/行政書士・宅地建物取引主任者  
栗田靖巳  
〒102-0002 東京都目黒区目黒本町3-13-1013  
TEL 03-3781-3381 FAX 03-3781-3382  
FAX 03-3793-3340 FAX 03-3793-3405  
E-mail kiritayasu@ishigaki.ac.jp

中華料理 大古久塔  
千代田区富士見二丁目十二番一十六  
電話 03-3234-5736  
J R飯田橋駅西口近く 元警察病院裏

法政大学法学部同窓会 事務局長 弁護士 齊藤友嘉  
〒104-0061 東京都中央区銀座7-15-15  
共同ビル401号室  
齊藤法律事務所 電話 03(35443) 1341  
FAX 03(35443) 1343  
昭和52年3月法学部法律学科卒業

法政大学法学部同窓会 事務局長 弁護士 山崎雅彦  
〒102-0002 東京都千代田区飯田橋一丁目六番九号  
トリアビル202号 山崎雅彦法律事務所  
電話 03(3233) 6222

法政大学校友会副会長 法政大学法学部同窓会 事務局長 弁護士 大塚孝子  
〒102-0003 東京都千代田区九段北4-1-15  
市ヶ谷法曹ビル809 大塚孝子法律事務所  
電話 03-3262-1714 1  
(昭和50年3月卒業)

法政大学理事 法政大学校友会副会長 小林清宣  
千葉県花見川区幕張本郷1-13-11801  
電話 043(274) 7988

法政大学評議員 法政大学校友会監事 弁護士 山崎正俊  
〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目八番九号  
電話 03(3233) 3501 福田ビル五階

昭和45年3月卒  
法学部同窓会財務室長 弁護士 大塚孝子  
〒102-0003 東京都千代田区九段北4-1-15  
市ヶ谷法曹ビル809 大塚孝子法律事務所  
電話 03-3262-1714 1  
(昭和50年3月卒業)